

【紹介】

ロック研究の一つの系譜

——宮下輝雄訳『ジョン・ロックの政治哲学』をめぐって——

友岡敏明

1

私の友人である創価大学の宮下輝雄氏は、John Wiedhoff Gough, *John Locke's Political Philosophy*, Eight studies, 2d edn. (Oxford: At the Clarendon Press, 1973) を全訳出版した。この翻訳書の出版社および出版年は、「人間の科学者、一九七六年」となっている。翻訳の典拠となつている原著の「第一版」から数えて三年後であるから、飛切早い訳業とはいえない。ましてや、原著の「第一版」第一刷が一九五〇年で、それ以来わが国のロック研究界で絶えず刊照され続けてきたとすれば、むしろ遅きに失し

た感がなくはないほどである。

ところが、本書の原著者J.W.ガフは、「訳者あとがき」にいよいよ、「我が国でもよく知られたイギリスの学者」である。『ジョン・ロックの政治哲学』初版第一刷がイギリスにおいて出版されても聞もなく、我が極東においても「⁽¹⁾」点の「書評」が出現した。その一つにおいて、ガフのロック研究は、「彼[ロック]の政治思想の真実を追求したものであつて……全く英國においてのみ可能な独自的研究」であると称讃され、またいま一つにおいて、「社会的基礎を考慮する場合にも……一応は[それと]切り離して考られる思想 자체の流れを思い浮べつに行われなければならない」という点からされ

ば、示唆に富むものである⁽²⁾と積極的な評価を得ていた。それ以来、「ジョン・ロックの政治哲学」から明示・暗黙、積極的・消極的とりまぜての幾多の恩恵を受けてきたわが国ロック研究学界ではある（その一覧表作成は、その気になれば、さして困難ではない）。だが、公平にみて、『ジョン・ロックの政治哲学』におけるガフの知名度は、わが国専門学界においてはいざ知らず、一般知識人の共有財産となりうるには余りに低いといわなければならない。もちろん、その原因を、特殊な一思想家——しかも余りに著名な古典的思想家であつて、原典の邦訳により自前のイメージを結びうる思想家——の特殊研究であることに、求めることはできない。仮に、特殊ロックの研究者レオ・シュトラウスやビーター・ラスレットを取りあげるならば、彼らの名は、ガフとは異なった運命の下にあるものと思われる⁽³⁾。シュトラウスは、ガフの言葉でいえば「新型の分析方法」を用いて、近代文明批判という鮮烈な展望のなかにロックを置こうとした。これによつて、伝統的諸要素を遺しながら伝統に半ば背を向けたロックといった妥協的でなまぬるいロックといった像を払拭したシュトラウスの名前は、戦後の国際的なロック研究学界に投げかけた激刺たる刺激ないし波紋と二重写しとなつ

て、一般知識人の耳朶を打つ立場にいるのである。また、ラスレットは、ガフの認めるように「原典批評技術の新鮮な適用」によって、政治思想史上の古典『統治論』両編の執筆時期と執筆目的ならびにこの古典の解釈基盤たるべき事柄に関する説得的な新説を打ち出した。これによつて、ラスレットの名は、近代政治思想の原基としてのロックに言及する場合には、「名譽革命」という歴史的事件を連想せしめる従来の必然性に劣らぬ必然性をもつて、一般知識人に想起せしめられる立場に立つてゐる。

こうした特別の立場に立つロック研究者たちに對して、一般知識人（ロックリニアリズム）アメリカ革命の思想的祖、自由主義の思想的定礎者、私有財産権観念の最大の流布者、といった単純な図式的知識に止まらない知識人を想定しているが⁽⁴⁾との関連で、ガフの名との何らかの観念連想を得しめる縁故は、一体何であろうか。確かに、その縁故は存在する——いや、もつと正確にいえば、たとえわが国知識人の知識欲の好みに合致しないことが結果的に判明するであろうとしても、ロック研究におけるガフの名をそれとアイデンティファイしうるような特質を可知的にすることは可能なのである——。しかも、戦後、世界的に多岐化した厖大なロック研究文献中の一粟と

してではないに、である。

J・ダンは、この多岐化したロック研究の一方の極としてガフを名指した。⁽⁵⁾ ダンが挙げた他のC・B・マクファスンやW・ケンダルやL・ショトラウスは、明らかにこのガフと対蹠的な諸極を占めている。マクファスンやケンダルに対するガフの論駁にはのちほど触れるとして、少なくともショトラウスがすでに述べたような特別の立場を占めるのであれば、ダンが挙出した対極ガフもまたそうであるべきではないか。両対極の名がわが国一般知識人の共通財となつてはじめて、「知識」の公平が期されうるという道理である。この意味では、件のショトラウスが『ジョン・ロックの政治哲学』を単に「いまや常套的（conventional）へなつた路線」を歩むと評したのは、いささか一方的である。ガフの真価は、ショトラウスが仄めかそうとしたようには、「ロックが非論理的の欠陥や不整合で満ちている」その理由を説明しようとしたことにあるのではない。そのような「不整合」を前提にした上で、これを統合的に捕捉しようとする手法は、実は、ショトラウスが賛同を表明した⁽⁷⁾ マクファスンによるロック財産論の分析自体がとつたところである。ガフの根本的立場は、これではない。ガフとショトラウスの名がまさに対極を構成するの

は、「歴史の相」と「永遠の相」との激しい隔りに類比をとり得るべく、両者の立場がかけ離れている点に存在する。この架橋なき両極の下では、両者が右の前提そのものを認めず、ロックの真意（real aim）に基いて元來の首尾一貫（consistency）をロック政治哲学に求める共通項を有するとは、まったくの偶然でしかない。いな「偶然」というよりはむしろ懸隔を拡大する“起爆剤”でしかない。在來の研究者と同様、両者にあつて、伝統的諸観念の最後の溜り場R・フッカーとの関連は思想史上にロックを定位する場合の試金石であり続ける。ロックがフッカーを引用するのは、真意の点からして、一方にとって両者間の「決定的親和性」（a definite affinity）であれば、他方にとってはロックにおける「哲學的伝統との絶縁」（a break with the philosophical tradition）の糊塗である。まことに、ロック政治哲学像をめぐるガフとショトラウスは、右の“対極”的”ない相互反撲性を示す。

田中正司教授は、戦後の国際的ロック研究の動向に、右とは異なつた角度からより一層精密なドキーメンテーションによって、「分極化」現象を指摘され、今後の課題を「統合的」ロック像の把握におかれだ。⁽¹¹⁾ 私自身、「歴史の相」の下にロ

ックを見る方法と「永遠の相」の下におけるそれが本来排他的であるとは考えない立場から、田中教授が提起された課題を容認したいと考える。だが、この責務に本格的に応えていくのは、今後の研究として留保しなければならない。しかし、いずれにせよ、右に述べたことは、わが国一般知識人層にロック像を提示する場合に、ガフが重要な一方の極をなすりこじつての最少限度必要な状況証拠となるのである。やがて、ロック研究におけるガフの名のアイデイティティーは何か、節をおひためでいれをみてみよう。

- (1) 竹原良文「J. W. ナット『シムバ・ロックの政治理学——八的研究』」『年報・政治学』1951[1年]。
- (2) 山崎時彦「シムバ・ロック政治理想と闇雲的考察」『新刊法医学』第111号（一九五二年）。
- (3) John Locke's Political philosophy, second edition (エドワード・スミス著), 第2版, 2nd edn. (トマス・マーティン著), 'Preface to the Second Edition,' vi.
- (4) Loc. cit.
- (5) John Dunn, *The Political Thought of John Locke* (Cambridge: At the University Press, 1969), p. 9.
- (6) Leo Strauss, *What Is Political Philosophy* (Westport, Connecticut: Greenwood press, 1973, orig. pub. : 1959), p. 302.
- (7) ditto, *Natural Right and History* (Chicago: the University of Chicago Press, 1953), note 106 on p. 234. 「11章〔ロックが含む第五章「近代の自然権〕」を完成してい。C. B. ラッカートベーの論文「ロックの資本主義的収奪論」("Locke on Capitalist Appropriation," *Western Political Quarterly*, 1951, pp. 550~66)が、私の眼に止めた。ラッカートベー氏の該産の章は闇雲的解説と本書で提示した解説との間には、かなりの一致点が存在する。

- (8) Cf. C. B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism* (Oxford, 1962), chap. V. 11章は、論點⑤「Locke on Capitalist Appropriation」、論點⑥「The Social Bearing of Locke's Political Theory」(in *Western Political Theory*, 1954, pp. 1~22)が取扱われている。いよいよ、後者の論文では、「ロックの個人主義と彼の“集団主義”との間の妥協、ならびに主張した諸不整合点」(loc. cit., p. 3) がロック当時の經濟的・社会的現実から「究極的源泉」(loc. cit., p. 15) が説明される。——
- (9) J. W. Gough, *John Locke's Political Philosophy*, corrected version of the first edition 1968), p. 45. 11章は、論點⑤「1st edn. (トマス・マーティン著)」。
- (10) L. Strauss, *What is Political Philosophy*, p. 303.
- (11) 田中尚司「シムバ・ロックの研究動向」『新刊・社会科学』(一九七一年, 1—1[春], 118~125頁, 参照)。

構成をとる。各章別のテーマは、それぞれ、第一章「自然法」、第二章「個人の権利」「ただし「権利」は複数形」、第三章「同意による政治」、第四章「ロックの所有権」「あるいは財産」理論、第五章「権力分立と主権」、第六章「ロックトイギリス革命」（ただし第一版による。第一版は「ロックと一六八八年の革命」としていたが、次節で述べるラスレット説の受容によって既成のないしは短時期の「名譽ある」（Glorious）「革命」と一定の距離をおく必要に迫られ、「一六八八年の」を削除した上で一般化名詞の「イギリスの」を加えたものである）、第七章「政治的信託」、第八章「ロックにおける寛容の信念の発達」となっている。

これらテーマは、いずれも、ガフが「新たに（affresh）論じるに値する」（⁽²⁾）したがって在來の結論とは趣きを異にした新鮮な結論を窺いうると考える論題である。各章ともその“新鮮さ”の種類は異なつてはいるが、集約点は、ロック思想の論理的演繹による性格確定ではなく、その思想表現によってロックが何を考えていたかの確定であるという意味で、共通点をもつ。だが、ロックの“真の意図”的究明という共通項の下でも、異なるニューアンスの特徴をもつほぼ三つのグループに分けることが可能である。すなわち、

①『統治論』全体を見渡した統括的評価に当る第六章。

ロック研究の一つの系譜

②ロックの過剰評価（政治的信託や三権分立観念の元祖とか絶対的良心の自由の主張者とか）をたしなめ、彼の元來の穩健性ないし伝統性を指摘した第五、七、八章（このうち、第七、八章は『統治論』そのものの分析ではなく、『統治論』前後の時代の觀念△信託△の状況と『統治論』以外のロック著作に見られる觀念△宗教的寛容△を対象とする）。

③論理的不整合を犯しても妥協的たろうとする思想家、そしてそのゆえに思想家たるの資質それ自身をさえときには疑われる思想家としての從来のロック像に敢然と（前述の「新たに論じるに値する」がもつともボレミッシュな響きをもつのは、このグループにおいてである）挑戦を試みた第一、二、三、四章。

〔第六章〕

①の第六章は、次節で述べるようにラスレットの新説によつて最大の変更を余儀なくされた『統治論』の執筆時期と執筆目的（出版目的とは一応区別して）に深く関わつてゐる。だが、第一、二版とも、一般に受容されていた「名譽革命の弁証者」（the apologist for the Revolution）としてのロックという規定をこの「第六章」において正確に理解しよう

という点では、何らの変更もない。ガフは、一方において、「ロックがコンヴェンション議会におけるホイッグ政治家たちによって使用される議論を供給したというのは、どうも真実ではない」⁽³⁾として、ロック政治思想と時事的事件との間に直接的間接的連関ありという主張に楔を打ちこむとともに、他方で『統治論』第二篇（あのアーノルディックな第一篇はいざしらず）を「政治的義務とか個人・国家の関係とかといった一般的問題を解決しようとする勝れて哲学的な著作」とする、ロック政治思想のいわば一方的普遍化理解をそれ自体では謬見となると斥けた。そして、ガフは、これら両見解をいわば弁証法的に統一しうるような立場から、『統治論』を哲学的要素（普遍性）を帯びた「時務的著作」（*pièce d'occasion*⁽⁵⁾）とした。つまり、ガフによれば、『統治論』は、名譽革命を「正当化」した側面をもつ——第二版でラスレット説を受容して、執筆当初の『統治論』を名譽革命にほぼ一〇年先き立つ時点での*'pièce d' occasion'*だとしても、同「序文」に明示されたロック自身の出版意図によれば、やはり依然として『統治論』は「名譽革命の手続きやそこから生じた統治形態を“正当化する”」内容たりうるものだとした——とはいえ、そこで展開される思想内容は、ロックの「永年

にわたる広範な読書と省察の果実」⁽⁷⁾であった。したがって、一面「広範な読書」に担保されているゆえにロックの政治思想に何ら独創的観念がなく、一七世紀後半のイギリスに見られた「政治理論の常套的諸觀念」ないしは当時の「すべてのリベラルな思想に常備の知的財」⁽⁸⁾がそこに投影されているとしても何ら怪しむに足りない。だが、他方、ロック自身の「省察」という加工を経て当時の「常套的諸觀念」が「純粹な理性」の推論というベルト・コンバースに乗ってホイッグたちの「憲政原理」に結実し、「当時の合理的(氣質)」に訴えたのである。かくて、ガフ以前におけるロック政治思想と名譽革命の関連づけを不充分ないし片面的として批判し（これによって、たとえば、F・ボロック、C・E・ヴォーン、W・ケンダル、G・R・ドライヴァー、Ch・バスティードなどが批判される）、現実性と普遍性とがあいまって、当時の現実に喰いこむと同時に来たるべき諸世代に顯著な影響力を行使しえたと『統治論』を説明したガフの見解は、このテーマに関する一つの新しい総合という他位に立つことになる。もともと、ガフのこうした総合のうちの各要素——『統治論』の合理的・啓蒙的要素、「明晰で氣取らない読み易い文体」、当時の「ホイッグたちの憲政原理」など——は、けして目新しい指摘

ではないが、これらをロックにおける「統一」として捉えるところにガフの特徴があるのである。たとえば、「統治論」がイギリス憲政理論の不可欠の古典となつたのは、ガフにとって、「統治論」中の一つの観念の系譜（默示の同意、制限君主制、君主大権の容認など）のゆえにではなく、「統治論」の全体的な性格のゆえにだということになる。この点、後述の第二、三章のグループでのガフの所論との関連に注意しなければならない。

〔第七章〕

次に、②グループ中の第七章は、より特殊的なテーマにおけるガフの功績を示すものである。¹⁰⁾その功績は、C・E・ヴォーン、E・バーカーなどが手をつけずに残しておいた「信託觀念の起源の問題」¹¹⁾に着眼したことと相即的であって、力点はロック自身よりも、彼以前の伝統にある。その要旨は、ロックにおける「信託」概念を「契約」概念のターム下に包摶しよとすることの誤りは、すでにヴォーン、バーカーによって指摘されていたが、「契約」概念とは種的に区別されてはじめて抵抗権理論としてのロック政治論における中枢概念となりえた「信託」概念が、けつしてロック独りの占有物であったのではないということである。ガフによれば、ロック

が「統治論」を著す時点では、それはすでに「かなり発展した形態」に達しており、ロックがこれを「受け継ぎ応用した」にすぎない、とさえいえるイギリスの政治的伝統の産物であった。¹²⁾「信託」は、一方で権力には「責任と義務」が伴なうという中世以来の責任統治觀念の発展とともに、他方でコモン・ローないし制定法上の「法的」信託觀念の比喩的転用の成果なのである。それは、イギリス特有の起源と発展をもつものであって、「ローマ法上のいかなる制度にもその

起源を負うものではない」。¹³⁾その証拠に、ローマ法の傘の下にあった大陸の政治理想が「契約」觀念を一步も出られなかつたのに対し、イギリスではミルトン、クロムウェルはいわざもがな、復古王政の定礎者クラレンズ、チャールズ一世、そしてあのフィルマーやホップズさえもが権力保有を「信託」の用語で捉えたのである。

しかし、それでは、伝統的な觀念「信託」をめぐって、研究者ガフの功績はさておいて原思想家ロック自身の功績といふて指摘されていたが、「契約」概念とは種的に区別されはじめて抵抗権理論としてのロック政治論における中枢概念となりえた「信託」概念が、けつしてロック独りの占有物であったのではないということである。ガフによれば、ロック

「議会」に分化させてきた。だが、「信託」は、その過程にあつて、無責任的・專断的権力を斥けるという觀念を内在させてはいたが、必ずしも「条件付きの革命権をさえも含蓄するものではなかつた」。

ロックにおいても、もちろん、議会、君主ともに根源的権力の所在地「人民」より「信託」された機関であつた。そして、ロックの場合は明らかに、「信託」とは、恣意的命令によってではなく、確立された公知の法によつて公共の福祉のために統治することと、この統治から「ひどく」逸脱した統治に対しては「革命」が政治的権利として存在すること、を意味した。⁽¹⁶⁾ だが、この「革命」権を主張するためには、ロックが何ゆえ「アーヴィング流の『第一契約』（自然状態）～第一契約～社会～社会～第一契約～統治権力」ではなく「原始契約」（⁽¹⁷⁾ 信託の構成を考えたかといった角度から）のロックの功績の指摘は、ガフよりもハーガーによつてはるかに鮮明に行われている。この点、ガフの特徴はむしろ、ロックが「革命」権を後楯とする有責的・合法的統治の觀念を強化するために、正確に「信託」の伝統を継受・應用したことを見出しつつ、同時に、ロックにおいて「信託」觀念そのものが個人主義的政治要求よりも「立憲的統治」と合一する穩健性を示すものとしてあげたことにあるといえる。

「第八章」

② グループ中の第八章は、「信託」の場合と同様、ロックの「寛容」思想が「何ら新しいことを語つたのではなく」、「各個人が（神の助力をえて）一人で聖書を解釈しうるというプロテスタンント的信念」⁽¹⁹⁾ と寛容獲得の実践的成果といつたわばプロテスタンント国イギリスの伝統がロックの構成をぐつて表明されたものであると主張する。ロックの構成の手腕が生んだ「均衡、合理性、哲学的氣質」に富む『寛容書簡』は、一八世紀イギリスにおける寛容原理の堅固な定着に「それ相応の寄与をした」⁽²⁰⁾ けれども、注意しなければならないのは、「寛容」思想に関してロックを歪曲した歴史も存在するということである。⁽²¹⁾ この点についてガフが指摘するのは、ウイリアム・ボップルが『寛容書簡』の最初の英訳書に付した「序文」で「絶対的自由」をロック寛容思想の一つのメルクマールとしたことである。「ロックはけつして絶対的自由を信奉しなかつた」⁽²²⁾ し、政治的ないし道徳的考慮として終生、教皇主義者と無神論⁽²³⁾ を寛容の対象から外したのみならず、社会の平和と公共秩序にとって必要ならば世俗権力の宗教的非本質的事物領域への介入を認めざえたのである。「寛容」問題に関してもロックの終生変わぬ確信は、一方でアナキ

一を避け、他方で正統的統治権力（国内における権力の絶対主義化も外国権力への身売りとともにこれに反す）を擁護しなければならないということであった。ここにロックの中庸性・稳健性が發揮されることになる。しかし、ガフは、ロックの「寛容」思想がこの意味において「終生変らぬ」貫した根本的テーマに基づいていたと主張するならば、そこには世俗権力の性格を論じた初期ロックの著作『世俗権力論』の評価が巻き込まれているのであって、第一版におけるこの点での所論は、フィリップ・エイブラムズの新しい研究から多大の影響を受けた結果としての正当な修生を覚悟しなければならなかつた、ということにもなる。しかし、この点については、次節で扱うこととする。

〔第五章〕

②グループの第五章も、「権力分立と主権」のテーマに関する過剰なロック評価に警告を発する。ガフによれば、ロックとモンテスキューを区別する妥当な相違は、二権分立か三権分立かにあるのではない。これは、ロックの立法権・行政権・連合権とモンテスキューの立法権・国内法関連の行政権（ここに司法権を含む）・国際法関連の行政権を比較すれば一目瞭然である。⁽²⁵⁾ 両者間の「より根拠ある、より根本的な相

違」は、モンテスキューが「自由な国家には、主権が存在せず、統治は権威において平等・対等な機関による」と主張した点に存在する。ロックは、実際のところ、何種類あるのであればその諸権力の抑制・均衡による主権の無化を目指したのではなく、混合政体という「伝統的政体」に「満足した」。この混合政体において最高権力（supreme power）の所在を立法府とすることによって、ロックは一方において国民の自由の確保を狙い（議会は「自由の機關」であったから）、他方において実質的な主権概念を維持した（ロックが「主権」用語を用いていないのは、「恐らく、リヴァイアサンの専断的権力を連想させること」を嫌ったからであり、立法府に主権性を認めたことは、それが信託履行状況にあるかぎりいま一つの「最高権力」たる共同社会＝国民の革命権行使——ガフによれば、これが共同社会の「政治的主権」の発動である——をさせないという意味で、ルソーの「一般意志」の元的主権といった混乱から免れたことである）⁽²⁶⁾ のである。かくて、J・N・フィッギスが主張したように、『統治論』は、主権観念そのものに対する攻撃なのではなく、一七世紀のホイッグたちによつて「受容された政体的慣行の合理化」にすぎなかつた。⁽²⁷⁾ さらに、よく問題となる『統治論』と「アメリカ合衆国憲法」との関係についてみても、ガフは否

定的である。「アメリカ合衆国憲法」はまさに「主権」の無化を目指す極端な三権分立制を主張するものであって、理論面でロックとの異質性を見せるからである。ただし、この理論的異質性にもかかわらず、「もしロックが、間接的にでも、アメリカ人たちの統治理論の由来の源泉であったとすれば〔恐らく彼がそうであったろうと思ふが〕、彼「[ロック]は、その成果たるアメリカ憲法にいく分かの責任を負っている」ことにはなる。だが、当時のアメリカ人たちにとって問題であったのは、「政体に関して」イギリスのモデルを模写すること「に」あつたのではなく、モデルそのものにおける「欠陥」——「議会の法的全能性」に抵抗することであった。この点でまさに、ロックがそのなかで思索した歴史的特殊性と「衆国憲法」作成者たちがそのなかで苦吟した歴史的特殊性とは、歴史のダイナミズムの煽りによってすでに異なるたるものとなつていたことに注意しなければならない。⁽³¹⁾

さて、歴史的特殊性といえばそれがガフにおいて、ロック自身の所論の解釈背景としてもつとも目覚しく活用されるのは、ロック思想を「思想」として弁護する場合である。といふのは、快楽主義と合理的規範主義、自然法・個人の価値と多数決主義、明示の同意と暗黙の同意、財産権に関する貨

幣出現以前の自然状態とそれ以後の自然状態、こうした「不整合な (inconsistent)」諸点を何らの問題性を感じることなく併合し、したがつて各項の連結環たるべき何らの説明も見せない思想は、「真剣な検討に値いせず」⁽³²⁾、それを抱いた「ロックを思想家として信用しない」根拠となるからである。ガフは、思想家ロックおよび彼の思想をこの危険な運命から救おうと敢然立上った観を呈する。次の一文は、このガフの気概を物語っている。「[ロック政治思想の諸局面において、彼の推論の足どりがいかに危険かしいものであつたとしても] „ロックが正しい結論に到達したことに対するわれわれは想到してもよいだらうし、彼の健全な中庸が……わが国の憲政発展の多くを特徴づけてきたことにわれわれは感謝してもよいであろう”⁽³³⁾」。どうやら、ガフがロック思想の解釈背景として一七世紀イギリスの歴史的特殊性を強調するのは、単なる歴史的興味のみに基づくのではなく、イギリス型民主主義がいましがたそれを克服したばかりの全人格を吸収し尽す全体主義に対する勝利の、思想史的確認への情熱であるようである。あまりにも抽象的・論理的なロック思想分析の態度（これはロックを分裂的思想家とする）は、「社会的全体への個人の吸收を説く理想主義学説のために道を開き清める」役割りを担う、ゆえに、「表

見的には一般的と見えるロックの議論の背後に「アリティーズ」⁽³⁵⁾ある「諸現実」⁽³⁶⁾に照らしつつ、「眼光を紙背に徹せしめ」てロックの議論を追うことによって統一的ロック像を捕捉しなければならない、ということになる。

「第一章」

そこで、③グループの第一章は、主として『統治論』以外の著作、なかでも『人間知性論』と『自然法論』(フォン・ライデによる編集)は一九五四年であって、ガフの第一版の出版時にはいまだマニュスクリプトの状態のままであった)とに内在する「自然法」観念をめぐっての問題点を扱っている。『統治論』ももちろんそこで顔を見せてはいるが、それは、そこに散在する「具体的な自然法内容」を蒐集するためであって、新たに議論を起す土壤としてはない。⁽³⁸⁾ガフが主眼としたのは、問題自体としては『統治論』の合理論と『人間知性論』の経験論との関係いかんといったしばしば提起される問題形式につらなっていくとはいえ、(i)『人間知性論』自体に内在する論証可能な科学としての倫理学(合理的、観念的である)と快樂主義的倫理学(『知性論』以外にも「かく私「ロック」は考える」とか「倫理学雑感」といった覚書きからも援用される)との、そして(ii)『自然法論』における自然法の観念的合理的色彩(「自然

法は人々の同意から知られえない」とか「民の声は神の声という格言は誤まり」だとか「自然法は自己保存の命令でない」とかといった)と『人間知性論』における快乐主義的見解との、表見的不整合を解くということである。ガフの結論は、ロックのすべての思想にわたって「キリスト教の神が究極の争われない前提」であつて、彼の観念的合理論も快乐論も「すべてが整合的に收まる」、ということである。この結論は、もちろん唐突に出てきたものではなく、自らの知力で思索する一七世紀の一人のイギリス人プロテスタンントに対するガフの深い共感を媒介したものである。ただ、ロックが攻撃した観念論がいかなる種類の観念論で、したがつてこれと対照的に呼ばれるロックの経験論はどのような経験論であつたかとか、「ロックの快乐主義自体がキリスト教信仰と調和するよう適合せしめられている」といったいわばロックのキリスト教的快乐主義的思考がいかにして形成されたか(ガフはP・ガッサンディないしガッサンディストへの言及を見せない)とか、の点に関して、史料的な検討をガフが行っていないのは、第七章「政治的信託」の場合とは対照的である。⁽⁴²⁾けれども、快・苦と善・惡といった異質の原理が「立法者」たる神の意志を媒介して調和的に捉られているという指摘は、『人間知性論』第二卷第二八章

第五節を根拠としているのであって、このような内在的な吟味からロックにおけるすべての要素を結び合わせる実在たる「キリスト教の神」を解釈道具として指定することまでは、わずか一步である。この一步の間隙を埋めたのが右の深い共感であったといいうる。

こうした宗教的共感は、イギリスの伝統的憲政の発展路線に対する熱烈な擁護意識とあいまって、ロックをエゴイスチックな打算による現世的政治の追認者だとしたり、資本主義的収奪の政治論の担い手としたりする見解に対する強い反発の形となつても現われる。

〔第二章〕

そのような前者に関連する③グループの第一、二、三章を貰っているのは、当然のことながら、キリスト教によつて育まれてきた諸価値——神意の表現たる自然法の諸内容（両親の子供に対する養育義務、子供の両親に対する尊敬義務、約束遵守の義務、自己保存の義務、個人の生命と自由の基本的価値、労働に基づく財産権、これらを基礎とする「天に訴える権利」）——を包摂する一七世紀イギリスの憲政原理を暖く理解しようとする態度である。ロックの議論に個人的諸価値の高揚と共同体的価値の強調とが入り混つてゐることは、よく知られている。これら両方面

の価値が何らのディレンマの意識もなく一冊の書物に並列されている事実を、W・ケンダルは、ロックがルソー以上にルソー的な権威主義者になる論理を示すものだとした。ガフは、第二章でこのケンダル的理解を論駁しようとする。ケンダルの巧妙・犀利な分析によると、自然状態の描写から始つて組織化された社会内の政治作用や政治の崩壊にいたるまで、ロックは集団主義者であった、という。たとえば、「自然状態」においては、a 「万人の保存」が自然法により命じられ、b 世界が人間に「共同して」神から与えられ、c 財産権も人間「共通の遺産」を豊かにする義務の一環でしかなかつた。さらに、ロックにおけるこの「自然状態」は実在する政治の姿の「説明のための装置」にすぎず、「自然状態」の非個人主義的性格はそのまま実在の政治の性格となる。かくて、組織社会たる国家内での権利は、個人の不可譲な権利などではなく、全体の善（それも社会の多数派がそうだと判断したそれ）を欲する法律（自然法ではない）によって創設された権利でしかない。したがつて、ロックが存在を許した「天に訴える権利」「革命権」は、個人の神聖な自然権を發動基盤とするものではなく、多数派意志の赴くままに行使されることになつてしまつたのである。ここに、「一般意志」の主権を主

張しながら実際は「多数派意志」の絶対権の弁護に終つたルソーの先駆者としてのロック像がある。いな、理論展開の出发点からして集團主義者であったロックは、個人主義的出発点に立つたルソーを凌ぐ権威主義者('an authoritarian who out-Rousseau Rousseau')であったと言えしやう。要するに、ケンダルは、人間的諸価値の源泉としての自然法の主張や個人主義的表現が散見される『統治論』の字面のその奥にある真のロックの意図を見抜こうとして、絶対君主制に替えるに多数派專制をもつてしたロックをえぐり出したといふことがいえる。ケンダルに見られるような、ロック思想の一つの要素のみを拾いあげて一元的なロック像を摘み出す手法は、やがて、L・シュトラウスやR・コックスによつても採用され、エゴイズムを政治の中核とする反伝統的・革新的個人主義政治論というケンダルの裏返しの解釈が出されるであろうが、ガフにとつては、いずれも、とても容認できるものではなかつた。

ガフにとつては、先ず、ケンダルのロック像は「歪んだ」像であつて、そのケンダルの「誤解」の基本的原因は『統治論』を「政治理論の一般的問題を抽象的に解こうとする純粹に学術的な論文」として扱おうとしたことにあるとする。ロック研究の一つの系譜

これに對して、ガフの基本的立場は、すでに述べたように『統治論』の歴史性の重視にある。一七世紀後半のイギリス憲政がおかれていた状況を離れて、「一九・一〇世紀の経験の光の下にそれら「ロックの憲政的諸觀念」を検討する」とはまったく非歴史的⁽⁴⁴⁾なのである。ガフによれば、「ロックの目的は、ホイッグの計画が自然法ならびに當時広く受容されたいた政治学上の他の常備觀念「すなわち、自然狀態、自然的諸権利、同意など」に合致することを証示しようと努めつゝ、それを正当化することであった」。)とほどもよろしく、ロックの「自然狀態」はそもそも社会的であり、この「自然狀態」の諸不都合矯正のための「自然的な教治策」として統治が存在し、「統治」はこれら階梯の最終の段階にあつて「自然法を尊重すべき間違いえない道徳的義務の下にあつた」。かくて、ガフによれば、ロックの政治思想全般に神意を源泉とする自然法的価値が貫かれているのであつて、ケンダルが指摘するような「真正の決定」(genuine decisions)を空洞化する「結晶化した多数派」(crystallized majority)の專制支配体制の弁証などは、ロックの思いも及ばぬところであった。要するに、ガフが結んだロック像は、ケンダルのいうような多数派專制主義的集團主義者でもなければ、「自然的に孤立して存

在する諸個人の人工的に組み立てられた統合体」として国家を構想する「非妥協的個人主義的な」理論家でも、「純粹に世俗的・功利主義的な」合理家でもなく、「プロテスタン的キリスト教の強調と一致しうる」程度に個人の存在意義の強調に傾いた、「フッカーと大してかけ離れていない位置」を占めるロックというものである。

〔第三章〕

ところで、「一七世紀イギリス憲政の歴史的諸特徴」は、ロックによる明示の同意と默示の同意の併用が提起するロック政治論の意味を論じた③グループ第三章「同意による政治」にも持ち込まれる。ガフは、『統治論』第二篇中に極端な個人主義的解釈に手を貸す多くの箇所(たとえば、「何人も彼自身の同意によらないで、他人のもつ政治権力に服従せしめられない」など)が存在することを認める。ところが、この極端な形態の同意理論は、けつして現実に存在したこととなれば、また存在しうるものではない。その現実的適用は、無政府状態に終るかこれを回避するためのホップズ的主権者の設立を論理的に要求することになるからである。そこで、ガフは、このディレクマに陥らいためのロックの工夫が「信託」と「默示の同意」の概念の導入となつていると指摘する。しか

るに、「默示の同意」は飽くまでも「明示の同意」とは異なるし、「信託」は、個人主義的な「明示の同意」から見れば、二重の隔壁をおくものでしかない(政策決定→社会の多数意見→代表の多数意見→自分自身の意見)。だが、ガフのロック解釈によれば、「明示の同意」を個人主義的な極端にまで論理的に演繹し、これと他の諸概念との比較によって、ロック思想を分解することは「ロックの眞の目的」を誤まることがある。ロックが真にしようとしていたことは、自由に同意する諸個人の基礎の上に統治形態を打ち建てるという装いのもとに、伝統的イギリス憲政の作用を描写し、これを、彼らの時代に普及していたハイキング政治哲学の用語で解釈することであった⁽⁴⁹⁾。このようにロックの基本的な目的が理解できれば、『統治論』が「自然状態における権利所有の個人の理論的集まり」といった書き出しから「ロック自身の時代のイギリス憲政下に生きるロック自身の同胞」へとトーン・ダウンしたことは、「共通概念」を表明するための、「同意」という用語を用いる場合につきものの「混乱した方法」ないし「杜撰な方法」でしかない⁽⁵⁰⁾、という形で收拾がつく。「明示の同意」「默示の同意」「信託」等三者そろって、一七世紀当時のリベラルな思想家たちの「自由主義的装置」(liberal

apparatus) であり、ロックが厳密な意味での個人の同意と国民ないしは多数派の漠然とした同意との相違に気を留めていないのも、ガフにとっては当然のこととなるのである。

だが、それでは、永遠の相の下で見て「同意概念が理想と現実の狭間にあら「政治」についての最善の表現手段でない〔默示の同意〕のみならず單なる事実的服従の別表現でしかない、「明示の同意」は個人主義的無政府状態の是認に終らざるをえないとなると、これら不整合な異質な概念の併用の途しか遺されていないことになる。しかしにこれら不整合な概念を併用することは、論理的に見て、「混乱した頭」(muddle head) を暴露する以外でなくなる) とすれば、「同意」概念を放棄して別途の概念を考えるべきだということになるのではないか。したがって、ロックは超克されるべきだということにも。しかしながら、ガフにとっては、自然法が『統治論』全体に浸透していくロックを気まゝな多数派專制から救っていたのと同様、ロックが採用した「同意による政治」の原理は、一方において『統治論』をウイリアム三世の権原の弁証に奉仕せしめたとともに、他方で、イギリス的政治思考の血肉となることによって、「立憲的タ

もつものである。そして、このような意味を担う同意原理は、「ある政治を支持し維持する」という点では、「現在の同意」であり、そこに「現在の同意と過去の言質との区別」の余地はないものとなる。⁽⁵¹⁾要するに、ガフにとって、ロックの「明示の同意」から民主政治の原理が、そして「默示の同意」から君主政治の原理が出るのではなく、本質的にはフッカーの路線を継承しながら、イギリス立憲政治発展上の危機的時期にあって、「明示」「默示」の表現の併用を示しつつ「同意による政治」の原理を貫徹しようとしたというのが、ロック政治思想の真の像なのである。

「第四章」

③グループの第四章は、ロックの政治思想に政治思想史上特異な地位を占めさせるとラスレットが述べた⁽⁵²⁾「財産権」を扱う。しかし、ガフは、「財産権」概念がロック政治論において占める重要な位置の点で特異なものとはしない。「財産権」がロックの政治論構成で占める枢要な位置は、ガフの見解ではむしろ、「財産権の絶対的性格を強調したコモン・ロップの政治」(代議的諸制度や言論の自由を通じて世論に敏感である政治力によって反対意見を封じ込める必要のない政治) が發展する土壤となつたという意味において、抹消しえない価値をもつものである。

の同時代人たちからロックを画然と区別させるものではなかった。もし『統治論』を政治思想史上際立たせるものがあるとすれば、それは、「財産権」という特別の一つの概念に回転軸的な位置をえたことよりも、専断的統治権力の制限という課題を果すに際して、「自然権 (natural rights)」(このなかに「財産権」が含まれる) を起点とする合理的思惟という衣を被せたことにある。

だが、実は、ガフにとって、こうしたラスレットとの齟齬点に問題があるのでない。ガフの最大関心事は、「彼[ロック]の全財産理論に見られる諸難点の多くのものの根柢に横たわる」⁽⁵⁵⁾ 価値・事実の未整理がロックの政治理論を信用のおけぬものとするか、ということである。価値と事実、換言すれば価値を前提した理論表象と事実を是とする歴史表象、とのロックにおける混在はすでに明示・黙示の形で「同意による政治」において現われていた。けれども、価値と事実なし歴史との混合は、財産権理論において、もつとも先鋭な形で表出するのである。もしここで、価値と事実なし歴史とのロック政治論における混在をどのように統合的に解釈するかといった一般的な形で問題を設定するならば、ロックにおける理性的・価値的原理の歴史内での漸次的開花の主張と解

したM・セリガーの例や以下触れるようなC・B・マクファソンの例を見ることができる。しかし、ガフは、ロックの歴史・価値の両原理が「混乱」('confusion') していると捉えていることに示されるように、セリガーほど簡単に系統化できるという立場には立たないが、さりとて、その方法的な「混乱」にもかかわらず、価値原理の貫徹を見ることによって、財産権が関連する限りでのロック政治論の統一的理解を志向する点では、マクファソンとも異なっているのである。

ガフは、そうした方法的混乱の現われをロックの「擬似歴史的自然状態」('quasi-historical state of nature') 観念に見、「この観念のゆえに、歴史的産物たる「貨幣の導入」がもたらすもの——大規模所有——が暗黙の「同意」を根拠に権利の範疇に移行せしめられていく点に見ていい。つまり、ガフは、その政治的帰結としてロックが政治的支配を「有産少数者の手中に」おくことになったことを認識しているのである。だが、同時に、ガフは、「この世の生活に属するこれら事物「すなわち、金錢、土地、家屋、家財等々」の正当な所有を平等な法の公平な執行によって、総称的にいえばすべての国民に、特殊的にいえば臣民各人に保障することが世俗権力の義務である」(『寛容書簡』、また同旨のものとして『統治論』II・222)

というロックの文章を額面通りにとて、ロックにおける「公共」観念の歴史を主張する。⁽⁵⁷⁾ つまり、ガフにとっては、C·E·ヴォーン等が指摘していたようなキリスト教的理想的人間と資本主義的貪欲の人間との分裂がロックに存在するのではなく、ロックが共有したホイッグ的人間觀が統一的実像としてそこに存在するにすぎぬのである。それによれば財産権とは、ホイッグにとってそうであったと同様ロックにとっても、「専断的権力の所有を僭称する政府による市民の自由・財産に対する干渉」を最大限に警戒しなければならぬといふ状況の要請によつて、財産所有に伴なう「義務」以上の明示的な強調点を与えたといえ、依然、人間が社会的存在であることの条件付きであった。彼らにとって、財産権は、「隣人を無視して所有し活動する」絶対的権利ではなかつたからである。かくて、もし人が、ロックが財産の社会的側面を十分に展開しなかつた点を捉えて、「マルクスを予表しない」と責めるならば、これほど甚しい時代錯誤はない、とガフはいう。特殊な時代を反映する思想家としてロックを理解するならば、ホイッグ的人間觀の、重商主義的政治觀の、代弁をそこにつくことができるのみだからである。⁽⁵⁸⁾

ガフが第一版第一刷を出版して間もなくのや、マクファ

べほじよる典型的なマルクス主義的ロック解釈が出現した('Locke on Capitalist Appropriation' in *Western Political Quarterly*, iv (1951); 'Social Bearing of Locke's Political Theory', in *ibid.*, vii (1954))。ガトばば第一版改訂刷を出版する際して（一九五六），いわゆる論文に対して特別に‘Additional note’を設けてコメントを施していただが、第一版はこれと並んで、マクファスンによるそのコメントに対する解答(*The Political Theory of Possessive Individualism* (Oxford, 1962))を本文に組み入れて、旧版に存在しなかつた重要な文章を書き加えている。ガフーマクファスン論争をフォローするいとは慎み、この重要な文章に着目するならば、われわれは、ガフがロックにおける「道徳的非一貫性」(moral inconsistency)を認めえない究極の根拠をロック「宗教的人間」('religious man')におくにいたつていることを知ることができる。ロックがホイッグや重商主義者と等置される場合のそこの一般的なコノテーションは何であれ、ガフにとって重要なのは、キリスト教的倫理がロックの社会的前提の内部においてその改革的発酵素として存在したことである。⁽⁵⁹⁾ この点、ガフをも含めた幾人かの批評家たちからの賞讃をマクファスンに得しめたのが、哲学的分析家や歴史的分析家から着眼さ

れない傾向にあつた「社会的諸前提」(social assumptions)をロック解釈の基準として採用したその成果ではあつたけれども、ガフは、さらに一步踏みこんで、現象的な「社会的諸前提」のその奥にある価値領域に到達したといいうる。した

がって、ガフは「彼「ロック」が現存の資本主義的社会構造をもちろんのこととして前提したことに対する疑いはないし」「彼がその社会構造がいかにして存在するにいたりえたかの合理的説明を提供しようと欲した」という点にわれわれは同意してもよかるう」とギリギリのところまでマクファスンに譲歩した上で、次の瞬間に、「だが、このことは彼「ロック」がそれに完全に賛同した(approved)」とにはならない」し、ましてや「彼「ロック」の大きな業績が資本主義的社會構造を正当化する巧妙な道を考え抜いたことであつた」とは考えられないと、切り返しているのである。財産権に関してガフの解したロック思想像は、結局、現実の社會構造の投影に尽きるのではなく、ましてその正当化イデオロギーなのではなく、そうした現実的要素とともにキリスト教に担保された現実批判的要素をも含むその総体である。かくて、財産権に関するロック思想像は、価値原理が見失われていない点において、けつして道徳的に分裂的でも不整合でもない。先きに言及し

たロックにおける政治權力の公的性格も、ガフにとっては、そうした価値原理の具体的で正直な表出にほかならないのである。

以上、『ジョン・ロックの政治哲学』全八章を検討してきたが、そこから出てくるロック研究者ガフのアイデンティティーは何であろうか。それは、すでに使用した表現によって表わすことができる。すなわち、ロック思想の歴史性の追求であり、その武器となつてゐるのが、イギリス憲政の發展路線とロックにおけるキリスト教的要素とに対する深い共感である、ということである。このような態度から生み落とされた『ジョン・ロックの政治哲学』は、恐らくこれ以上を望めない程度にまで、ロックに好意的なロック像を提供しているであろう。しかし、その研究態度の価値は、現代人の眼にいかに素朴に、いかに非有効的と見えようとも、ロック思想を構成するあらゆる要素を、そのうちのあるものが既定の分析モデルに適合しないからといってこれを切り捨てるところなく、考慮のなかに入れていく点にあるのである。そして、ガフは、「ロックほどの思想家にして」という発想のもとに各要素中の一つをとり出してロックリエゴ・セントリックな政治理論家を帰結したショトラウスとはまさに対蹠的に、ま

たロックにおける伝統的要素と近代的要素の不整脈な併存といつたガフ以前に存在したロック像とは異なりて、ロックは

ジのアングリカン・マインドであるがゆえにイングリッシュ・ロングステイションとクリスチャニティーを膠着して、ロングステイションとクリスチャニティーを膠着して、た諸要素の統一性を主張する、ところの特徴を示すのである。

(1) なお、第一版には「付録」として、ロックの「トーレンス版

『寛容論考』(一六六七年)に対するカウレイス・コレクション中の最終稿に基づいて加除記述表が四頁にわたりて掲載されていたが、

第二版ではすべて削除された。かつては、第一版「序文」で、「寛容論考」のテキスト自体、「一八七六年に出版され絶版になつて久し」、「オックスフォード・ボーンの『ロックの生誕』より読者に入手し難いものではなか」、*Scritti Editi e Inediti sulla Tolleranza* (Turin, 1961)」中の「E. G. ギャイアノ版で読む」とができる。

しかし、右の「読者」をわが國の「読者」とすれば、「寛容論考」の校正版はあると手近かに存在するといつて加えねばならぬ。奈良女子大学の井上公正教授によるこの点の立派な貢献はうれしい限り。*Kiminase Inoue, John Locke, An Essay concerning Toleration and Tolerance* (The Society for the Study of Locke's Philosophy, 1974).

(2) 1st edn., 'Preface.'

(3) 1st edn., p. 120; 2nd edn., p. 134. わが國では、松下教授

がこれを肯定的に引用して、「(松下)『市民政治理論の形成』、岩波書店、一九五九年、七四頁、参照」。しかし、ロック政

治思想の全体的な「質」についての理解は、ガーネット教授との

間で、一つの対極がなされている。異なるところ。

(4) 1st edn., p. 122; 2nd edn., p. 137.

(5) 1st edn., p. 124; 2nd edn., p. 138. なお『統治論』ないしのフランス語で形容する仕方は、簡便で氣の利いた形容として、以後多くの研究者によって用いられるようになつた。

(6) 1st edn., pp. 123~4; 2nd edn., p. 138. ただし、専用文中の、ぜ、第一版で加筆された。

(7) 1st edn., p. 124; 2nd edn., p. 139.

(8) Cf. *ibid.*

(9) Cf. *ibid.*

(10) わが國では、鈴木秀勇教授がこの点でのガフの功績を特に高く評価している。「ロックは現われたような信託概念について、それがいかに私法からのメタファーから公法の概念に転じたか、それに一七世紀の政治的動向に照らしながら、私たちには多く述べきがたい資料に即して史的に考察する、という、貴重な業績を出したのがガフである」(鈴木秀勇「ジョン・ロックの政治哲学における『同意』理論」『一橋論叢』第三三卷第五号、一九五四年、一一一頁)。ローマン・ハッカーの闇迷をぬぐつゝかと鈴木教授の闇迷をぬぐつゝかの一致点が存在するといふこと、興味深く。

(11) 1st edn., p. 137; 2nd edn., pp. 155~6.

(12) 1st edn., p. 163; 2nd edn., p. 183.

(13) 1st edn., p. 169; 2nd edn., p. 189.

(14) Cf. *ibid.*

(15) 1st edn., p. 161; 2nd edn., pp. 180~1.

(16) 1st edn. p. 59; 2nd edn., p. 65. Cf. 1st edn., p. 115;

- (17) Cf. *ibid.*; 1st edn. p. 43; 2nd edn., p. 49. カトウノ
「憲法」が「兼制」の「憲」で「一トハレハシテハヨウヘキ
出離した箇所があることはある。(1st edn., p. 129; 2nd edn., p.
146.) たゞ、ハタクの功績としていはだまつ。ヒトハの功績は、イギ
リスの法律を制定したるよりいりでない。

(18) 1st edn., p. 196; 2nd edn., p. 220.

(19) 1st edn., p. 173; 2nd edn., p. 194.

(20) 1st edn., p. 196; 2nd edn., p. 220.

(21) Cf. e. g., C. H. Moehlman, 'The Baptists Revise John
Locke,' *The Journal of Religion*, 18 (1938).

(22) 1st edn., p. 191; 2nd edn., p. 215.

(23) Cf. 1st edn., pp. 191~2; 2nd edn., p. 215.

(24) 1st edn., p. 191; 2nd edn., p. 215.

(25) Cf. 1st edn., pp. 96~8; 2nd edn., pp. 107~9.

(26) 1st edn., p. 98; 2nd edn., p. 109.

(27) 1st edn., p. 113; 2nd edn., p. 123.

(28) Cf. 1st edn., pp. 114~6; 2nd edn., pp. 127~9.

(29) Cf. 1st edn., p. 113; 2nd edn., pp. 124~5.

(30) 1st edn., p. 103; 2nd edn., p. 117. 「而文子」〔 〕内は
新版で削除された。ハタク、「權力分立と主権」の問題に關
するローハム、「トマホー合衆国憲法」への影響関係を、ガフが
層面的意義をもつていたためである。次註参照。

(31) Cf. *ibid.* たゞ、ガフが、新版において、新しい脚註を追加
して、彼の影響を強調射撃してい採用してしまふ。「シヨハ・
ヒトハの影響を強調射撃してい採用してしまふ。「シヨハ・
ヒトハの影響を強調射撃してい採用してしまふ。

(32) 1st edn., p. 70; 2nd edn., p. 76.

(33) 1st edn., p. 56; 2nd edn., p. 62.

(34) 1st edn., p. 92; 2nd edn., p. 103.

(35) 1st edn., p. 56; 2nd edn., p. 62.

(36) 1st edn., p. 41; 2nd edn., p. 47.

(37) 1st edn., p. 70; 2nd edn., p. 76. ハタク、「マニエラルボボニイ
議論をめぐらす」へ照ねば(1st edn., p. 76; 2nd edn., p. 84)
ハタク、「最終的な総決算をなす」へもねば(1st edn., p. 44; 2nd
edn., p. 50) ハタク、「マニエラルボボニイ議論の被説本館」といふか
「マニエラルボボニイ議論本館」(1st edn., p. 22; 2nd edn., p. 25) へが、
ハタクへもねば。

(38) Cf. 1st edn., pp. 18 ff.; 2nd edn., pp. 20 ff. たゞ、新・
旧両版を拂ひて、「統治論」へ「人間知性論」への画の不整合は、
存在しないところ根本的な立場が貫かれてこることに変りはないが、
新版では、この両著作の関係を議論の対象とすべく半真強を新設
した。そいでの議論は、やはり、自然法発見に關して「統治論」
が「心に書かれた」自然法としてこなのは「人間知性論」が生得
念を批判したのと不整合ではないか、といふのである。ガフは
この不整合のゆえにロックが「統治論」の執筆者であることを公
認しなかつたのではないからトマホーの説を紹介してのや、
H・トーベンハーフが「心に書かれた」としたのは

『ローマ書』第一章第五節のベウロの言を使用したまでもいい、ロックは『統治論』においても「自然の光によつて認識される」自然法の立場をとつており、かゝつて自然法の生得的知識を主張したのではなく、むしろ誤解——を、「確かに正し」と認めていた。

- (39) 1st edn., p. 10; 2nd edn., p. 11.
(40) 1st edn., p. 17; 2nd edn., p. 19.
(41) 1st edn., p. 10; 2nd edn., p. 14.

(42) 松下教授は、本稿とは異なつた視角から、ガフがロックの合理論と経験論の「非矛盾性を指摘するにいたつた」といふが、それの「なお全ロック理論における意義まで」の問題を深化せしめていない」という意味で、不十分とされてゐる。しかし、松下教授が、「経験」的方法がはじめて「自然」観念を可能にしたという視角から、ロックにおける合理論と経験論との連関性を「範疇機構の転換」と捉えて、そこにロックの「脱伝統化」を見、より具体的には「ロックをフーカーの後繼者として理解するにいたつた」と結論つけられたが、ガフ自身もその程度の詳しきと貫性をもつて反松下説を述べている。つまり、「十七世紀ローテバタントティズムを背景にして伝統の革新者（脱伝統化ではない）たるロックを、彼の全政治論に指摘しうるところが、ガフの基本的立場なのである。」この立場からの反松下説の具体的表現は、以下の本文で触れられる。松下圭一、前掲書、二六一～二七〇頁、参照。

- (43) ロックにおいて「自然」と「超自然」の区別が維持されてゐるけれども、それらの關係についてロックの述べてゐるところに、

難点がないからか、「人は迷ひでゐる」心記したシニアラウス (Strauss, *Natural Right and History*, p. 203) と云ふるに、ガフは、第二版において、ロックにおける快楽主義的要素と神意を渦源とする客觀的価値秩序への指向を「行為の動機」と「行為を正しいものとする義務」という形で矛盾も相互否定もなしに整理できること、う主張を新たに加えて、ショトラウスを激しく批判した。・W・モールーム、R・シバ、H・トーベンク、G・H・モールズ等の業績を誌記してゐる (2nd edn., p. 14)。

- (44) 1st edn., pp. 41～2; 2nd edn., p. 47.

(45) 1st edn., p. 42; 2nd edn., p. 47. なお、僚書部分は「第一版」の表現で、「第一版」では、それをね「イギリスにおける最近の出来事」「やがて名譽革命」「やがて」になつていた。

- (46) 1st edn., pp. 27, 43, 37; 2nd edn., pp. 30, 49, 42.

(47) 1st edn., pp. 44～5; 2nd edn., 49～51. いのガフの最終判断において、ケンダルのみならず、A・P・タハーノー、G・H・シッジたるロック解説の批判がなされている。それ故、ソリューズ前記拙 (43) の反松下説も表明されてゐる。

- (48) 1st edn., pp. 57～8; 2nd edn., pp. 62～4.

(49) 1st edn., p. 71; 2nd edn., pp. 77～8. 古用文は「第二版」にのみ。僚書部分は「第一版」における原筆である。いへども、と云ふ。僚書部分は「第一版」における原筆である。いへども、

並のロ・ム・ル・シードの論文（一九六九年）を参照せしも、^{（55）} 本稿一四[1]～[1]頁参照。

（56） *Ibid.* など、「第1版」^{（57）} いふを述べた文脈の直前に、一。

ダノの見解——ロックの「同意」概念を歴史的特殊性の下で見る
だるが、いかに「人民投票」とした考え方は出てこないとい
うの見解——を新たに援用している。その後に註記されている
ダノの論文（一九六七年）も著書（一九六九年）は、ロックを歴
史的特殊性（historical specificity）の上統一的と捉えられる。
ナウムの上統一的と見えていたのである。

（58） 1st edn., p. 72; 2nd edn., p. 79.

（59） Cf. P. Laslett, 'Introduction' to his edn. of *John Locke, Two Treatises of Government* (Cambridge, 1970, 1st edn. 1960), pp. 99～100, 105～6.

（60） 1st edn., p. 75 n.; 2nd edn., p. 82 n.

（61） 1st edn., p. 79; 2nd edn., p. 90.

（62） 1st edn., p. 89; 2nd edn., p. 100.

（63） Cf. Martin Seigler, *Locke's Natural Law and the Foundation of Politics*, *Journal of the History of Ideas*, vol. xxiv, no. 3 (1963), pp. 327～354.

（64） Cf. 1st edn., pp. 83～4; 2nd edn., pp. 94～5.

（65） Cf. C. E. Vaughan, *Studies in the History of Political Philosophy before and after Rousseau*, pp. 130～203

（66） Cf. 1st. edn., pp. 76, 83～4; 2nd edn., pp. 83, 94.

（67） 1st edn., pp. 84～5; 2nd edn., pp. 94～5.

（68） みが園（58） 平井俊彦教授のマクヒーネー論（四四）によると。

しかし、平井教授は、マクヒーネンのロック像が「資本主義的な余りに資本主義的なそれ」である、「ロックの歴史性を殺す」とになる」へ批されたが、依然としてロック財産論の社会的現実（有産者と労働者の階級的分裂以前の「独立生産者」の世界）を強調されるだけであつて、ロック思想の「価値源泉としてのキリスト教より掘り下さるべからず」。平井俊彦「マクヒーネン『所有的個人主義の政治論——ホーリーからロック』」（『經濟論叢』第九十四卷第11号（一九六四年）、六七～八五頁）参照。

（69） 2nd edn., p. 89; Laslett, 'Market Society and Political Theory', *Historical Journal*, vii, 1 (1964), pp. 150, 154; Jacob Viner, 'Possessive Individualism as Original Sin', *The Canadian Journal of Economics and Political Science*, xxix, 4 (1963), p. 559.

（70） Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism*, p. 4.

（71） 2nd edn., pp. 87～90.

III

ロック研究者ガフを特徴づけのは歴史的ロック像の確定への努力であるが、ロック研究における歴史的特殊性の重要性を強調するところ一人の研究家——ダノ（前掲註（57）参照）^{（72）} は微妙な相違を感じている。ハベマッシュの表現を借りれば、ガフの態度は「観察者の態度」('observer's attitude') に徹す

るダンに比して、「信仰者の態度」(believer's attitude)が染まっている。この相意は、たとえば、ダンがロックにおける「世俗化されたピューリタニズム」を指摘するところ、ガフ

がロックにおける超自然的芳香をとどめる宗教心を強調する

ところに現われている。だが、そうした微差にもかかわらず、やはり、ロックの歴史的思想像を追求する点では、ガフ、ダンは、大枠的に同一の学派に属するのであって、前節の註(31)、(50)に見られるようにガフがダンを採用するのは、この両者間の大枠的な親近性によるものである。これは、ばかりも、ガフが『ジョン・ロックの政治哲学』第一版出版以来の研究成果を同第二版において採用した態様を物語るものである。実際、ガフが第一版において前版の訂正・加筆を行なったのは、すべて、ロックの歴史的像の確定に役立つたきりにおいてであり、この意味においてガフ自身が第二版「序文」で「ロック政治思想の第一次的な歴史的意味が立憲的統治の擁護と絶対君主制に対する反対である」という私の信念を放棄するにいたっていないと述べたのは、当然のことである。だがまた、同「序文」が「実質的に重要な部分が書きかえられたか再調整された」というのも真実である。そこで、ガフがロックの眞の歴史的像に接近していく不変の道程

で「書き変え」ないしは「再調整」を強いられたその「実質的に重要な部分」のうちの最も重要な一点を、ここで見ておきたい。

ラスレットの影響

ラスレットは、「ロックの諸理論をその正確な歴史的文脈に戻すこと」から多大の重要かつ興味ある結果が生まれ出るであろうことを期待しつつ、新資料ラヴレイス・コレクション中の文献やロックの蔵書を使使し、しかしながら多くは『統治論』そのものの内容と歴史的状況とを綿密に検討することによって、『統治論』両編の執筆目的と執筆意図に関する新説を打ち出した。⁽²⁾彼以前の通説(ラスレットは通説と呼ぶずに「ドクマ」という)は、「ロックは一六八八—九年の事件を合理化するために『統治論』第二篇を書いた」としていた。ガフの第一版は、この通説に全面的に組するような言質は差し控えてはいるが、『統治論』を名誉革命と関連づけて考えようとしていたことは明らかである。第二版におけるラスレット説の受容に際しては、『統治論』と名誉革命を関連づけた表現がすべて削除されたのは、その証拠でもある。

しかし、そのような削除は、前節でその幾つかに触れた例から判るように(例、一三二頁本文や註(45)、一一四頁本文と註

(6)また本節註(3)参照)、比較的小さな改訂である。より大きな改訂は、およそ一頁ほど加筆した部分に見られる。「*ピ-*タード・ラスレット氏は『統治論』の著作の年代に関する見事な探求の結果を公刊した」とガフが讃辞を呈したそのラスレットの新説は、次の四点に集約できる。

i 『統治論』第一篇は第一篇が着手された一六八〇年には実質的に「完成」('complete')の状態にあった。

ii 『統治論』第一、二篇はフィルマーをかつぎ出したトーリーたちの絶対君主制樹立の狙いを紛糾すると、いう「*一*つの目的をもって書かれた統一的な一冊の書物であった。

iii 『統治論』第一、二篇共通の「序文」にある「*一*つの論文」('a Discourse')といふロック自身の表現を無視して、第一篇はフィルマー論駁で、第二篇はホップス論駁であるといふに考へるのは恣意的である。

iv 『統治論』はすでに成了名譽革命の弁証を意図して執筆されたのではなく、そのような革命を「要請」する意図をもつて書かれた。このラスレット新説の*particular*, ii, iiiをガフは、「*じょあや一般的に受け容れられていく*」として自らも受容する意向を明

らかにしている。⁽⁵⁾この根本的な改訂から、多くの小修正が出てくるのであるが、そのすべての修正箇所を数えあげることは無益であろう。それよりも重要なこととして、ラスレット説を自らのものとすることによってガフの基本的信念が播がなかつたことをいま一度繰り返しておきたい。ガフによれば、『統治論』が一七世紀後半イギリスの危機的な状況のもとにおかれた立憲政原理を普遍的装いのもので擁護しようとした書物である。だとすれば、『統治論』のこの普遍性の局面において、それは王位排斥運動の危機から一〇年経たのちもなお名譽革命後体制の正当化を果す役割りを負わされたのは当然であり（前節「第六章」の項を参照）、ガフにおいては、反绝对君主制原理の主張としての『統治論』という本質的な主張が無傷のままで、その執筆が一〇年繰り上げられたのである。あるいは、もしそのようだとすれば、執筆時期に関する説は受け容れられたとしても、ラスレット新説ivの受容は、ガフにとって困難であった。なぜならば、ラスレットが『統治論』を革命を要請する「王位排斥運動雑誌」('Exclusion Pamphlet) だとした場合、そこに強調されるのは、現実的政治運動支援のための 'piece d' occasion' 的性格だからである。ガフにとって、前節「第六章」の項で明らかなように『統治

論」の普遍的局面は譲れぬものであつて、いのいとから第一版がドゥ・ピアをラスレットに対立させて『統治論』の思弁性('speculative treatise in answer to a speculative treatise by Filmer')を主張し、ラスレット説にに対する不承認を表明するは当然の成り行きなのである(前節註(49)をも参照)。

ラスレット説との関連で、ガフが不承認を決めて自身の立場を貫いている第1の点は、『統治論』と『人間知性論』の関係についてである。ガフが両著作間の自然法認識に関する不整合性についてのラスレット説を受容していないことについては、すでに触れた(前節註(38)参照)。これ以外に、ラスレットは、『統治論』を「政治哲学」の書と表現する場合、もしこの表現を一般的哲学書『人間知性論』の政治という特殊分野への応用篇としての『統治論』と解するならば、その表現は間違いである、と主張していた。なるほど、ラスレット自身、『統治論』を「哲学」として理解する態度を必ずしも誤まりではないとするが、『統治論』を「ロック的態度」('Lockean attitude')——哲学的な論証に基づかない確信——と解して、『人間知性論』の哲学と区切りをつけて理解しようとするとする点では、両著作間の共通点に着目するよりは、それを行ふ傾向にある。これに対して、ガフは、ロック政治的意味合いで「より深い直面」を要求したとか、と主張するダン('11)を自説の援軍として引き合いに出すこともできた

であろう。ガフがそうしていないのは、ドゥ・ビーアの「思弁的論文」(speculative treatise)の援軍で十分だと判断したからであるうと思われる。しかし、いざれにせよ、前節に註記したダン、アースレフ、ドゥ・ビーア等による新しい研究成果の攝取やラスレットならびに間もなく触れるエイブラムズによる自覚しい業績の咀嚼・評価においてはもちろんのこと、ガフ自身が後発の新研究によつて支持される見解の主張者であった点においても、『ジョン・ロックの政治哲学』は、先きに使つた表現を使つならば、多岐化した老犬な研究文献中の一環、としではなく、ある程度にスタンダード化しえた研究書である、ということができるのである。⁽¹²⁾

エイブラムズの影響

ロック研究のための新資料ラヴレイス・コレクション(一九四七年オックスフォード大学の手で公開)は、近代自由主義の祖ロックの若き頃の政治思想——ロックが少・青年時代をそのなかで過したピューリタン革命にどう対処し、その後の王政復古を思想的にどう処理したか——をめぐる從来から存在した問題関心に答えるべき資料を含んでいた。そのうちの重要な一つは、いさまでなく一六六〇～三年頃の『世俗権力二論』である。ガフは、『ジョン・ロックの政治哲学』第一

版を執筆するときには、この草稿のままのロック最初期の論文に眼を通し、これら資料の寄贈者ラヴレイス家第七代当主ロード・キング(『ロックの生涯』一八一九年、の著者)以来初めて直接資料よりの論評を加えたのである。⁽¹³⁾ ラヴレイス・コレクションへの本格的取組みが始つていなかつた時点だったとはいえ、事実として、「第一版」におけるガフの論評は、いささか歴史的特殊性の強調に背馳するものであつた。ガフはいう、

i 「世俗権力二論」の一節に「純粹な共和国においては人々が絶対君主制の下における以上に自由を享受するわけではない」とあるから、

ii 「空位期の騒乱を経験してのちにロックが抱いた「主觀的・緒情的」感懷とは別に、……」一六六〇年頃のロックがある程度ホップズやフィルマーの影響下に立っていた」といえるのではないか、

⁽¹⁴⁾ と。さらに、彼は語を継いで、

iii 政治権力のないところ、「平和・安全・享受なく、万人との敵対関係のみあり、平穏な財産所有なく、アナーキーと謀叛に随伴する阿鼻叫喚がある」としたロックの描写には、「なお一層確然たるホップズ的論調が看取されるかも知れ

ぬ」

と述べていた。⁽¹⁵⁾ こうした判断は、明らかに、一方における権力なき状態下の「個人」の危機と他方における「絶対権力」下の秩序との対照的構想の手法をホップズ的モデルとして思想史を整理する指向を示すものである。若きロックにこの対照あるがゆえにホップズの影響如何が顔を出す。左右両翼からの毛嫌い的目的であつたとはいえ依然明晰な知的分析力を反映する犀利な論理と魅力ある構想のゆえに隱然たる存在性を保持していたホップズであつてみれば——めぼしいところで R・フィルマー（一六五一年）、G・ロー・ソン（一六五七年）、クラレンドン卿（一六七〇年）による論評の対象になりえた——、このようにホップズを座標軸として若きロックを定位することとは、必ずしも「ロックの歴史的位置を誤った展望のなかで見る」⁽¹⁶⁾ことにはつながらないかもしれない。だが、『統治論』第二篇に關しては、「本質的にホップズ教義の否認である」と解する通説的見解に異論を唱えたガフ⁽¹⁷⁾が、若きロックとホップズの思想的連関に関する通説的見解に建設的役割りを担つたことは、あまりにも皮肉である。そこからは、やがて、ホップズ主義者からホイッグへ、のロック理解の定式化と、さらにはガフ自身批判的姿勢をとつていた「ホップズ」と

ルソーの間を繋ぐ環」ロックといった伝統的政治思想史図式の蘇生が実現するであろう。ここに、歴史的特殊性の強調によりロックの歴史的思想像の確立を目指す路線からすれば、旧版におけるガフの『世俗権力二論』分析は、思想史上屹立するプロタゴニスト間の論理的レヴェルでの比較へと足すべらせ、もって自らの自己規制を裏切る結果を生むであろう。新版におけるガフの見解は、明らかに旧見解の変更である。ガフはいう、「主権」の問題に関する「彼」「ロック」の見解は実質的に不变のままに止つた⁽²⁰⁾。議論の基盤が、権力の構成（権力なき場合の個人間のアナキーから絶対権力下における秩序）から権力そのものの本質の次元へと移行していることは、この際、問題ではない。なぜならば、ガフの右の判断は、先きに引用したiの『世俗権力二論』中の一節に関連して、ガフが「王政復古の時点では彼〔ロック〕が法と秩序の祝福を賞揚したのは、彼の理念がホップズからの直接的借用であったと仮定せずとも、『アナーキーと謀叛に隨伴する阿鼻叫喚』と彼が呼んだものによつて十分、説明されうるであろう」し、『彼が立法的主権観念をホップズないしはフィルマーから得たかどうかはどうでもよい問題だ』と述べたこと、に基づいているからである。かくて、第一版における「ホップズやフ

イルマーの影響」は第一版ではまったく影を潜めてしまつてゐる。このガフの変化はガフ自身の承認をまつまでもなく、エイブラムズの研究成果⁽²³⁾の吸收によるものである。

ラスレットの弟子エイブラムズは、師譲りの厳密な歴史考証の方法により、初期ロックの思想形成に影響を及ぼした三〇点になんなんとする書物を割り出し、「世俗権力論」の歴史像を明らかにしようとした。あたかも、初期ロックに関しては出藍の誉れを誇示するがごとくに、一六六〇年頃に「ホップズ主義的諸観念が瀰漫していた」(Hobbist notions were in the air)と師が述べたのをさらに徹底修正し、エイブラムズは、通説が『世俗権力論』におけるホップズ的要素としていたものを「一六六〇年までに常套的となつていた一般的表現」(something of a platitude of the age by 1660)とした。エイブラムズによれば、統治なき人間の悲惨な状態の描写はホップズの占有財産ではなく、当時の時代の共有財産であつて、ロックの議論を貫く原理は「自己保存の厳格な倫理」というよりは「スコラ形而上学の理念的概念『秩序』」であった。⁽²⁴⁾エイブラムズにとっては、通常ホップズ的とされる權力なき個人と絶対權力下での秩序との対照的構想も、時間的には実にホップズに先行して、同意理論との妥協を強い

られた「古来の權威主義的伝統」の產物であつたのである。要するに、若きロックは、ホップズとの関連を云々される以前に、R・サンダスン、A・アッシューム、D・ディッゲス等の伝統的著作家たちとの関連が究明されなければならないのである。かくて、若きロックの著作は「偉大なイギリス自由主義者としてのあの人口に膾炙したロックの役割の徹底的再検定」を要求するものであるとクラントンとともに言うべきであるとしても、それは、けつして、ホップズ主義者からホイッグへの路線においてではなく、「特殊ロック的仕方における」保守主義者から自由主義者へ、の路線において行われねばならないのである。こうした初期ロックの政治思想の性格とその發展路線に関するエイブラムズの主張は、その個別的な点に関しては特殊エイブラムズ的ではあるけれども(自由主義の根本を主觀主義、不可知論と捉えるエイブラムズの立場を起点とするがゆえに)、基本的にはロック像の歴史的特殊性を強調するダン、ガフの受容するところとなつたのである。少くともいじでは、旧版における「確然たるホップズ的論調」が「善・惡は自然法すなわち神の意志によつて決定される」を根拠とする「確然と保守主義的な」ロックの態度へと変更されたことは⁽²⁵⁾最後に記しておかなければならぬ点で

ある。

以上、第一版における重要な変更点としてラッセル・ショットヒュイ
イブラムズによると、⁽¹⁾ 1つの大きな業績を摘みとったことを指摘
したわけであるが、旧版を改めるに際してガフが参考した文
献はけ々して多くはないし、まして網羅的ではない。ガフに
つて有利となるはずの R・ボーラー、M・セリガー、R・
アッシュクラフト等の参照が示されていない。だが、ガフが、
自らの視点（ロックにおける立憲主義とプロテスタンクト・キリスト
教）を堅持しつゝ、歴史的ロック像を確立するために最小限
度必要な援護を中心としてイギリスの学者から仰ぐことによつ
て、自らの書を歴史的ロック像確立の標準書としたことは、
疑いない。ところで、わが国においては、ガフのような学風
を継承する例は見当らないといふのが私の印象である。わが
国においてむしろ顕著な業績と目されるのは、ロック思想の
イデオロギー分析を武器とするものではなかろうか。
ここに、すでに述べたショットラウス・ガフの双極性を理由と
する以外に、わが国独特の研究状況に鑑んで、宮下氏の訛業
の特異な寄与が期待されるべきがあつて眺ねられるのである。⁽²⁾

(1) Peter Laslett, 'Market Society and Political Theory', *The Historical Journal*, vii, 1 (1964), p. 154.

(2) ditto, 'The English Revolution and Locke's "Two Treatises of Government"', *Cambridge Historical Journal*, xii,

tises of Government', *Cambridge Historical Journal*, xii,

I (1956).

(3) ハベンハーバー『統治論』執筆時期に認めるかつかの態度は「私
達やない」とがやあだん」（ハーバーの「おもむく」）（loc. cit.,
p. 44）が、たぬまじ「ハーバー・ロックの政治哲学」第一版改訂
刷によれば、ガフの態度は曖昧である。ガフは、『統治論』をば
じめとする「これら著作の完成 completion ば、一六八三年より
一六八九年まで住んでいたオランダの「命生活の成果であった
ように思えぬ」（1st edn., p. 125; 2nd edn., p. 139）としてい
るかと思えば、「彼〔F. ボーラー〕は『統治論』両編がオランダ
滞在中の最後の一年間ぐらに完成 finish われたと提唱してい
る。これは、いかにもあつそうなりとであれ」（only 1st edn., p.
126 n.）とか、G・R・ドライバーの主張——やだねわ『統治
論』は名脅革命に数年先立つてロックが身につけていたから
「名脅革命の弁護ではない」という主張——立つべし、「これは
いかにも真実であるが、第1篇の完成（completion）の出版は疑
ふもなく最近の出来事に靈感を受けた」（only 1st edn., p. 38
n.）と述べてゐた。このようくガフの態度は不明確であるたのだ
が、ラスレットが右の論文を少し修正した際に、ガフを「『統治
論』第一篇全体が『名脅』革命成立後に書かれた」と考える学者
たちの仲間に数えられるにいたつたのはむづかしい理由によるが判然と
した（cf. Laslett, 'Introduction' to his edition of Locke's
Two Treatises of Government, p. 49）。

(4) 2nd edn., p. 134.

(5) 2nd edn., pp. 143~4. 『統治論』の著作時期と論議対象と

に関するラスレット説は、いまや世界的に通説となつてゐる。わが国においては、ラスレット説を借用したM・クランストンに反対するという形で浜林正夫教授が異論を唱えられた(浜林正夫「王政復古から名譽革命へ——ジョーン・ロックの思想形成——」、水田洋編『イギリス革命』(御茶の水書房、一九五八年)所収、三三四~六頁、参照)が、そのじ松下教授(前掲書、一九九〇二〇〇頁)、白鳥令教授(『政治理論の形成』(東海大出版会、一九六五年)第六章)、田中正司教授(『市民社会理論の形成——』)、イルマー批判としての『政府論』の論理と構造——』(横浜市立大学論叢・人文科学系列)第一(大巻第1号)(一九七五年)、一七〇頁)等が採用されてゐる。

(10) 2nd edn., p. 144. だが、ラスレットの『統治論』の完全piece d' occasion は異を唱えるのは、シウ・シードだけだ。Cf. John Dunn, *op. cit.*, pp. 50~1.

(11) Laslett, 'Introduction' to *op. cit.*, p. 82.

(12) Loc. cit., p. 89.

(13) 1st edn., p. 46; 2nd edn., p. 51.

(14) 1st edn., p. 124; 2nd edn., p. 139.

(15) Dunn, *op. cit.*, pp. 50 et. 91.

(16) ラスレットの闇黙で、ガフが旧説を変更していないから、点が存在する。それは、ロックとホーリーとの関係についてのものである。『統治論』の部分をホーリー論説を意図したものでないところが、政治思想史という研究ジャンルにどの程度深い影響を与えるはずのものであるが、いままだ未知数であるが、ガフは、ラスレットやダンカン上にロックとホーリーの関係を濃厚

に捉えている。もちろん、ガフは、『統治論』の真意が専斷的権力の論駁にあるとしていたけれども、その「第一篇」がホップズに鉢先きを向けていたと主張したのではないか。この点、ガフは、ラスレット説ⁱⁱⁱを受容するに際して、修正の必要な主張を「第一版」において何らしてはなかつたといふことになる。だが、「ロックが擁護した統治体系はホップズの暗黙の論駁であり、ロック自身がホップズの重要性を認め、「『統治論』内」)ふくつかの箇所で入念なホップズ攻撃を行つた」は、第一、一版を通じてのガフの立場である(1st edn., p. 128; 2nd edn., p. 145)。このガフの立場が、ロック思想の歴史的特殊性を強調する学派のかで一つの特徴となつてゐるならば、ホップズとロックの影響關係(消極的にしろ積極的にしろ)の存否は、『統治論』の「歴史的」理解にとって無関係である」とするダン(Dunn, *op. cit.*, p. 79)や、ガフのいう「ふくつかの箇所」のうち特にガフが名指した『統治論』第二篇第九三節についてホップズと関連づける必要がないとしたラスレット(Laslett's edn. of *Two Treatises*, note to II, sec. 93)と比べれば、一目瞭然である。

(17) ガフが新資料の断片を紹介し論評を加えたのは、『自然権力』(論)のみでないではなかつた。『自然法論』草稿であるかなり引用してい論評を加えていた。ヤード、『第1版』では、ライデンの編纂になら *Essays on the Law of Nature* (Oxford, 1954) によって団結を整理したら、ライデンの分析を引用して(1頁は) (2nd edn., pp. 13, 14) の追加を行つた。

リヤク研究のノウル系譜

- (25) Abrams, 'Introduction' to *Two Tracts*, p. 76.
- (26) Loc. cit., p. 77.
- (27) Cf. loc. cit., p. Cranston, *John Locke, a Biography* (London, 1957), p. 59.
- (28) 2nd edn., p. 202.
- (29) 恒藤武一教授が、ローランス専門学者以外の研究家の眼に止めている。恒藤教授は、「総合的にローランスを扱った英語文献のうち充実した内容のものとして」田中正司教授の『ローランス・ローランス研究』(未来社、一九六八年)へ並んで、宮内氏の論文を挙げられている。田中教授のこの著作は重厚なイデオロギー分析の書であって、恒藤教授の右の推進は、当を得たものである。
- 恒藤武一「法思想史」(筑摩書房、一九五七年)、一九四〇^o。
- (14) 1st edn., p. 180.
- (15) *Ibid.*
- (16) 1st edn., pp. 127~8; 2nd edn., p. 145.
- (17) Cf. 1st edn., p. 127; 2nd edn., pp. 144~5.
- (18) ノーブルの説（ノーブルの影響はローランス的であつたらしい）の流入はクラッシュへの導入であつた。源林正夫、前掲、III(回頁および松平圭一、前掲、一九三〇年、参照)。ただし、福田敏一教授は、クランストンを追認するに至つたが、クランストン説を紹介するに止つて止られる(『近代政治原理成立史序説』、岩波書店、一九七一年、一〇一頁、参照)。なお、クランストンをモラガレバ・ローランス中の草稿をも修正したロックは、若きロックによれば成熟したロックも一貫してロップ主義者だったといふ。カカルの説を提唱したが、この方面からのが圓くの影響は既にだら。(cf. Richard Cox, *Locke on War and Peace* (Oxford, 1960), esp., pp. 76 et 209)^o.
- (19) 1st edn., p. 127; 2nd edn., p. 144.
- (20) 2nd edn., p. 121.
- (21) 「第一版」や『君主権力論』を取扱つたのは、「第八章」にあらわしだおつたが、「第二版」では議論の一部を「第五章」に移しめざす。
- (22) 2nd edn., p. 120.
- (23) Philip Abrams, *John Locke: Two Tracts on Government* (Cambridge, 1967). Cf. 2nd edn., p. 120 n. 1.
- (24) Laslett, 'Introduction' to *Two Treatises*, p. 21.
- ローランス研究のノウル系譜
- (146) 149